官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（四二四）　二
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令（四二五）
○沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（四二六）　三
○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（四二七）
○保険業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四二八）
○保険業法施行令の一部を改正する政令（四二九）
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（四三〇）　四
○確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令（四三一）
〔省　令〕
○政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令（総務一一〇）　五
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務七一）　七
○沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令（同七二）　一〇
○森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（農林水産五五）　一二
〔法規的告示〕
○租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示の一部を改正する告示（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一〇）　一七
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和七年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（財務三三一）　一九
〔その他告示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一九三一）　五五
○輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一九三二）　七七
○肥料の登録が失効した件（同一九三三）
○紋別空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一〇八〇）　一二
〔公　告〕
諸事項　二五
官庁
押収物還付関係　二七
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、税理士証票無効、令和七年度ガス主任技術者試験の合格者、税理士登録抹消関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　五六
会社その他
会社決算公告　六〇

本号で公布された法令のあらまし

◇**ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第四百二十四号）
（警察庁）
1　改正の内容
位置情報無承諾取得等として規制の対象となる位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為は、次に掲げる行為とする。（本則関係）
(1)　特定の者等の所持する物に位置特定用識別情報送信装置を差し入れること
(2)　位置特定用識別情報送信装置を差し入れた物を交付すること
(3)　特定の者等の移動の用に供されることとされ、又は現に供されている自動車等に位置特定用識別情報送信装置を取り付け、又は差し入れること
2　施行期日
この政令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十三号）の施行の日から施行する。（附則関係）

◇**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第四百二十五号）（内閣府本府）
1　改正の内容
接近禁止命令等における禁止行為の対象となる、被害者の移動に伴い位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為は、次に掲げる行為とする。（本則関係）
(1)　被害者の所持する物に位置特定用識別情報送信装置を差し入れること
(2)　位置特定用識別情報送信装置を差し入れた物を交付すること
(3)　被害者の移動の用に供されることとされ、又は現に供されている自動車等に位置特定用識別情報送信装置を取り付け、又は差し入れること